

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容	指定助産・施術機関の指定の取消し		
根拠法令及び条項	生活保護法第55条第2項で準用する第51条第2項（第4号、第6号ただし書及び第10号を除く。）		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) 生活保護法第55条第2項で準用する第51条第2項（第4号、第6号ただし書及び第10号を除く。） 別紙のとおり		
処分基準 設定年月日	年 月 日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	福祉部 保護管理課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。

第1号・第2号様式別紙（指定助産・施術機関指定取消し）

（指定の辞退及び取消し）

第五十五条第二項において準用する第五十一条（略）

- 2 指定助産機関又は指定施術機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
 - 一 指定助産機関又は指定施術機関が第五十五条第二項において準用する第四十九条の二第二項第二号及び第三号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - 二 指定助産機関又は指定施術機関が第五十五条第二項において準用する第四十九条の二第三項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - 三 指定助産機関又は指定施術機関が第五十五条第二項において準用する第五十条の規定に違反したとき。
 - 四 指定助産機関又は指定施術機関が、第五十五条第二項において準用する第五十四条第一項の規定により報告または助産録又は施術録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - 五 指定助産機関又は指定施術機関が、第五十五条第二項において準用する第五十四条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
 - 六 指定助産機関又は指定施術機関が、不正の手段により第五十五条第一項の指定を受けたとき。
 - 七 前各号に掲げる場合のほか、指定助産機関又は指定施術機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
 - 八 前各号に掲げる場合のほか、指定助産機関又は指定施術機関が、被保護者の助産又は施術に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

※上記条文の参考となる準用条文(第 50 条、第 54 条)

(指定助産機関又は指定施術機関の義務)

第五十五条第二項において準用する第五十条 第五十五条第一項の規定により指定を受けた助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師(以下それぞれ「指定助産機関」又は「指定施術機関」)は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の助産又は施術を担当しなければならない。

2 指定助産機関又は指定施術機関は、被保護者の助産又は施術について、市長の行う指導に従わなければならない。

(報告等)

第五十五条第二項において準用する第五十四条 市長は、出産扶助又は医療扶助に関して必要と認めるときは、指定助産機関若しくは指定施術機関若しくはこれらであつた者に対して、必要と認める事項の報告若しくは助産録又は施術録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定助産機関若しくは指定施術機関若しくはこれらであつた者に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定助産機関若しくは指定施術機関について実地に、その設備若しくは助産記録又は施術録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 省略